

社団法人日本建築家協会東海支部 役員選出規約

昭和 62 年 7 月 11 日施行
平成 2 年 5 月 11 日改正
平成 11 年 5 月 7 日改正
平成 12 年 5 月 12 日改正
平成 15 年 5 月 9 日改正

第 1 章 総則

(目的と就任の時期)

第 1 条 この選出規約は、社団法人日本建築家協会定款第 51 条第 1 項各号にもとづき、かつ東海支部規定第 5 条第 1 項第 3 項にもとづきこれを定めるものとする。

2 当選者は支部総会に報告され承認を得て役員に就任するものとする。

(適用の除外)

第 2 条 本部理事(支部長 1 名を含む)の選出は、社団法人日本建築家協会定款第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 条の定め並びに東海支部規定第 5 条第 1 項第 2 号の定めにもとづき、本選出から除外し本部が別に定める選出基準による。

(選出方法)

第 3 条 役員選出の方法は、この支部に所属する正会員の直接投票によるものとする。

2 幹事の選出は各地域会単位とし、選出方法は第 1 項による他、各地域会の定めによる。

3 監査の選出は支部単位とし、支部にて実施する。

4 副支部長は当選した幹事の内より支部長が支部役員会の承認を得て任命する。

第 2 章 選挙管理委員会

(委員会)

第 4 条 支部長は本規約による選挙を執行するために、選挙管理委員会を設置しなければならない。

2 選挙管理委員会は委員長 1 名、委員 4 名、合計 5 名以内とし支部長が支部役員会の承認を得て正会員の内から任命する。

3 選挙管理委員会の任期は単年度とし支部長が必要とする期間を定めて委嘱し、委員長が支部総会に選挙結果を報告し承認を得たときに自動的に解任される。

4 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

5 選挙管理委員会は委任状による代理出席を認めない。

(報告)

第 5 条 選挙管理委員会は、選挙の結果を定められた期間内に速やかに支部長に報告しな

- なければならない。
- 2 選挙管理委員会は、選挙にかかわる日程等を別に定めて、本選挙規約とともに当該選挙に際して選挙人に公示する。
 - 3 選挙管理委員会の委員長は支部総会において当該選挙の結果を報告する。

第3章 役員の選出

(選出する役員の数)

第6条 選出する役員の数は支部規定第5条第1項各号により次の通りとする。

幹事 11名 ただし、本部理事(支部長1名を含む)を除く。

監査 2名

- 2 幹事の地域会別定数は次による。

愛知 5名

静岡、岐阜、三重 各2名 とする。

(選挙の方法)

第7条 選挙の方法は、選挙権を有する正会員による定数連記式、投票人無記名通信制で行う。

(選挙権を有する者)

第8条 選挙権を有する正会員とは、定款第7条及び同第8条による手続きが完了した後、当該選挙が告示されたときの正会員とする。

- 2 正会員であっても定款第9条によって会員の権利を停止されたものは、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 3 被選挙権を有する正会員とは、当該選挙の告示前6ヶ月に正会員として選挙権を有する者をいう。

(立候補)

第9条 被選挙人は本規約第5条第2項に従って立候補しなければならない。

- 2 正会員3名以上が本規約第5条第2項に従って推薦したものは立候補したものとみなす。

第4章 雑則

第10条 本規約に定めのない事項は、定款又は本部役員選出基準を準用する。

- 2 定款又は本部選出基準に定めのない事項については、支部役員会の議決による。
- 3 支部役員会は、本選出規約を補うために選挙手続きを定めることができる。
- 4 選挙手続きにかかわる疑義については、選挙管理委員会の専決による。

付則

本規約は2003年5月9日の総会決議の時より施行する。但し、第6条による幹事定数の実施は2004年度からとする。

以上